

施設基準のお知らせ

当クリニックでは、以下のように、厚労省の定める施設基準に沿って、一般診療や在宅診療を行っています。
施設基準とは医療機関の機能や設備、医療体制、安全面やサービス面などを評価するための基準です。

厚生労働大臣が定め、保険診療の一部について算定要件として定められています。

大まかに2つに分けて説明します。

- 1, 一般外来診療での施設基準について
 - 2, 在宅診療についての施設基準について
-
- 1, 一般外来診療は通常の保険診療の他、簡単な健診や自費診療を行っています。その中で、とくに厚労省の定める施設基準は以下の通りです。
 - 1) 外来感染対策向上加算: 診療所での外来診療の感染防止対策に係る体制を評価する基準です。当クリニックでは発熱外来室を設置し、コロナやインフルエンザ他の感染症が疑われる患者さまを、院内に直接入らない形で診察していますが、その体制の評価です。
 - 2) 機能強化加算: 適切な診療を行うほか、疾病や健康などに関する相談に継続的に応じ、必要に応じて、専門医を紹介する「かかりつけ医機能」を評価する。地域包括診療料など関連する報酬を届け出た医療機関が初診時に算定することができるというものです。
 - 3) 連携強化加算: 感染症対策に関する医療機関の連携体制につき、厚労省が定める施設基準に適合しているものとして、算定されます。
 - 4) 時間外対応加算: 診療時間外に患者からの問い合わせなどがあった場合に、医療機関が対応できる体制を整えていることを評価するものです。再診料に対して加算されます。病院と診療所の機能分化を目的としています。
 - 5) 医療DX推進体制整備加算: オンライン資格確認によって取得した診療情報などを活用できる体制が整っていたり。電子情報共有サービスを導入していたりするなどの要件を満たしている場合に診療報酬に加算されます。
 - 6) 情報通信機器を用いた診療: スマートフォンやタブレット、パソコンなどの情報通信機器を使って、自宅などで医師の診察や薬の処方を受けることができる診療体制のことです。基本的にクリニックに来られない患者さんが対象です。
 - 7) 短期滞在手術等基本料: 日帰り手術、検査など行うための、環境や術後の管理、画像診断などを評価したものです。当クリニックでは、内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術(長径2cm未満)が相当します。
 - 8) がん性疼痛緩和指導管理料: がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に算定するもの。これは一般診療在宅診療ともに関係します。
 - 9) ニコチン依存症管理料: 禁煙を希望する患者さまに対して、禁煙に関する総合的な治療管理を行う場合に算定します。処方薬が不足中で対応困難な状況です。
 - 10) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(遠隔モニタリング加算): 在宅で持続陽圧呼吸療法(CPAP)を行っている睡眠時無呼吸症候群の患者に対して、情報通信機器等を使用し遠隔での指導管理を行った場合に算定できるものです。

11)CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準:64列以上、16列以上64列未満若しくは4列以上16列未満のマルチスライスCT装置又は3テスラ以上若しくは1.5テスラ以上3テスラ未満のMRI装置のいずれかを有していることが条件ですが、当クリニックでは16列のCT装置を有しており、条件を満たしています。

2、在宅診療に係る施設基準は以下の通りです。当クリニックは強化型在宅療養支援診療所として登録しています。

- 1) 在宅療養支援診療所:在宅療養をされる方のために、その地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所であり、地方厚生局長に届け出て認可される診療所の施設基準となります。通院が困難なため在宅療養する患者さんやそのご家族が、安心して計画的な治療を受けられるように、かかりつけ医として一元的に療養管理する責任を負うのが在宅療養支援診療所の役割となります。24時間体制で当クリニックスタッフ、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネジャー等と連携して対応します。
- 2) 強化型在宅療養支援診療所:この地域において、在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所と連携を図りつつ、24時間、訪問診療、往診等を提供しています。連携医療機関は、近隣の総合病院のほか、以下の5施設と連携を取っています。
川村病院、安どうクリニック、するがホームクリニック、山城メディカルクリニック、ふじハートクリニック
- 3) 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料:在宅療養中あるいは施設にて療養中の患者さんの全身状態を総合的に管理することを評価する診療報酬です。患者さんの同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に算定しますが、当クリニックではこれを実践しています。
- 4) 在宅がん医療総合診療料:通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者さんが自宅で療養する際に、定期的な訪問診療、処置、注射、検査などの料金を包括した診療報酬です。
- 5) 在宅緩和ケア充実診療所:機能強化型の在宅療養支援診療所で、看取り・緊急往診・麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師がいる診療所のことです。
- 6) 在宅医療DX情報活用加算:在宅医療における診療計画の作成に際して、患者の診療情報や薬剤情報を活用して質の高い医療を提供した場合に算定できる加算です。
- 7) 介護保険施設等連携往診加算:平時から連携している介護保険施設等の入居者に往診を行った場合に算定できる加算です。なお、往診では、緊急、夜間、休日、深夜などの場合は加算されます。患者さんの病状や往診時の状況により加算も変わり、費用も変わってきます。

以上が主な施設基準ですが、当クリニックはいずれの条件も満たしており、算定させていただいております。

なお、ご不明な点は当クリニックの受付・事務スタッフにお問い合わせください。詳細の説明が困難なこともあります。その場合は、厚生労働省や各都道府県の厚生局のホームページをご参照ください。